

上越市議会ハラスメント実態調査 実施要項

1 趣旨

議会改革推進特別委員会は、上越市議会基本条例第26条（政治倫理）の検証を行い、「近年、我が国で社会的な課題となっている地方公共団体におけるハラスメントについて調査研究を進め、議員としてハラスメント対策について知見を得る必要がある」との結論に至った。

委員会では宮崎委員及び江口委員で構成する「オンライン委員会検討分科会」並びにこんどう副議長に、ハラスメントに関する調査研究を進めるよう委任し、分科会は議会におけるハラスメント対策の先進地視察や令和7年度議員研修の題材にハラスメント対策を選定し、企画を進めるなど、上越市議会の議員が必要な知見を得るための調査研究を進めてきた。

委員会は、分科会の調査研究を踏まえ、議論を重ねた結果、ハラスメント対策が必要であるとし、検討に先立って正確な現状認識が必要であるとの結論に達し、ハラスメント発生を未然に防ぐための体制を検討する基礎とするとともに、自由で闊達な議論ができる環境の整備を検討することを目的として、上越市議会におけるハラスメントについて実態調査を執り行うこととした。

2 実施期間

令和7年6月2日（月）から6月13日（金）まで

3 実態調査の対象

本調査では、まずは議員間のハラスメントを対象に、その実態を把握することを目的とする。今後、特別委員会での議論の進展に応じ、職員に対するハラスメントなど、対象とする範囲を広げて実態調査を行う可能性もある。

4 実施方法

- (1) ラインワークスのアンケート機能を使用
- (2) 事務局も回答者個人を特定することはできない無記名方式で実施
- (3) 設問は○×回答式、記述回答式の混合。個人情報を含む回答は禁止する。
- (4) 実態調査の回答については、事務局職員が集計作業（個人情報が含まれる場合にあつては、匿名化作業を含む。）を行い、集計結果等を後日公表するものとする。
- (5) アンケート結果は上越市議会におけるハラスメントの実態調査にのみ活用し、目的外利用は行わないものとする。

上越市議会ハラスメント実態調査 実施要項

5 実態調査で使用する用語の意義

注意事項：下記に掲げる定義は、法令の規定等に基づいたハラスメントの定義です。議員は、議員平等の原則により、理論的には議員同士に優劣の関係性はありませんが、実務では、当選回数や役職、会派内での立場等で優劣があると解釈されています。

(1) ハラスメント

自分より弱い立場にあるものに対して、心理的・肉体的攻撃を繰り返し、相手に深刻な苦しみを与える行動をいう。

(2) パワーハラスメント

職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境が害されるものをいう。

(3) セクシャルハラスメント

職場において行われる労働者の意に反する性的な言動により、労働者が労働条件について不利益を受けたり就業環境が害されたりすることをいう。

(4) マタニティハラスメント

職場において行われる上司・同僚からの言動（妊娠・出産したこと、育児休業等の利用に関する言動）により、妊娠・出産した女性労働者や育児休業等を申出・取得した男女労働者の就業環境が害されることをいう。

(5) ジェンダーハラスメント

性別により社会的な役割や能力が異なるとの認識に基づいて、差別や嫌がらせを行うことをいう。

(6) アルコールハラスメント

次の5つの行為等をいう。

ア 飲酒の強要

上下関係・伝統・習慣・集団ではやし立て・罰ゲームなどで心理的圧力をかけて、飲酒を強要すること。

イ イッキ飲ませ

一気に飲ませる（「イッキ、イッキ」などとはやし立て、一気に飲み干すことを強要する）こと。また、飲む速度を競わせること。

ウ 酔いつぶし

始めから、誰かが酔いつぶれる状態になることを意図して飲み会を行うこと。意図があるので傷害罪に当たる。

エ 飲めない人への配慮を欠くこと。

本人の体質や意向を無視して飲酒を勧める行為や、宴会などの場に酒類以外の飲み物を用意しないこと、また、飲めない人をからかったりすること。

オ 酔ったうえでの迷惑行為

酔って、例えば、いわゆる悪ふざけを始めたり、言葉でからんだり、暴言をはいたり、暴力をふるったり、セクハラなどをすること。

上越市議会ハラスメント実態調査 実施要項

6 実態調査項目

～まずは、あなたのことについて聞かせてください。～

設問1【任意】

あなたは、他の上越市議会議員からハラスメント行為（ハラスメントとの定義付けが難しいものでも不快に感じたものを含む。以下「ハラスメント行為等」という。）を受けたことがありますか。

☐ ある（設問2へ） ☐ ない（設問7へ）

設問2【任意、複数回答可】

そのハラスメント行為等は、誰が行いましたか。

☐ 現職議員 ☐ 元職議員

設問3【任意、複数回答可】

どのようなハラスメント行為等がありましたか。

☐ パワハラ ☐ セクハラ ☐ マタハラ ☐ ジェンダーハラスメント

☐ アルハラ ☐ その他（パワハラ、セクハラ等に区分が困難なものなどを記入してください。）

【上記で具体的に記載できるものがあればご記入ください。】

()

例：暴力、接触、大声での恫喝・叱責・罵倒、不当な要求、人事的な報復の示唆、威圧的な態度、長時間の拘束、飲食・販売の強要、性的な発言、容姿に関する発言、結婚・妊娠・出産に関する発言など

設問4【任意】

ハラスメント行為等を受けた際、誰かに相談や対応の依頼をしましたか。

☐ 相談や対応の依頼をした。（設問5へ）

☐ 相談や対応の依頼をしなかった。（設問6へ）

設問5【任意】

どのような業種の人、団体・機関にハラスメントの相談等をしましたか。

()

設問6【任意】

なぜ、ハラスメントの相談等を行わなかったのか理由を教えてください。

上越市議会ハラスメント実態調査 実施要項

()

～ここからは、上越市議会においてあなたが見聞きした他の議員間のハラスメントについてお聞きします～

設問 7 【任意】

あなたは、上越市議会において、議員間でハラスメント行為が行われたことを見聞きしたことがありますか。

☐ ある（設問 8 へ） ☐ ない（設問 13 へ）

設問 8 【任意、複数回答可】

そのハラスメント行為等は、誰から誰へのハラスメントでしたか。

行為者 ☐ 現職議員 ☐ 元職議員

対象者 ☐ 現職議員 ☐ 元職議員

設問 9 【任意、複数回答可】

どのようなハラスメント行為等を見聞きしましたか。

☐ パワハラ ☐ セクハラ ☐ マタハラ ☐ ジェンダーハラスメント
☐ アルハラ ☐ その他

【上記で具体的に記載できるものがあればご記入ください。】

()

設問 10 【任意】

ハラスメント行為等を見聞きした際、ハラスメントを受けていた人は、誰かに相談や対応の依頼をしていましたか。

☐ 相談や対応の依頼をしていた。（設問 11 へ）

☐ 相談や対応の依頼をしていなかった。（設問 12 へ）

設問 11 【任意】

ハラスメント行為を見聞きした際、ハラスメントを受けていた人は、どのような業種の人、団体・機関にハラスメントの相談等をしていましたか。

☐ 相談者を聞いている。 ☐ 相談者を聞いていない。

()

設問 12 【任意】

ハラスメント行為を見聞きした際、ハラスメントを受けていた人は、なぜ、

上越市議会ハラスメント実態調査 実施要項

ハラスメントの相談等を行わなかったのか理由を教えてください。

☐ 理由を聞いている。 ☐ 理由を聞いていない。

()

～ここからは、ハラスメントについての所感をお聞きます～

設問 1 3 【任意】

5月7日に実施した廣瀬和彦先生によるハラスメントについての研修「これからの議会に求められるハラスメント対策」を受けての所感を記入してください。

()

設問 1 4 【任意】

上越市議会においてハラスメントの予防のために必要なことはどのようなことだと思いますか。

()

設問 1 5 【任意】

上越市議会においてハラスメントが発生した場合に、あればよいと思う対応や制度があれば教えてください。

()

設問 1 6 【任意】

ハラスメントについて意見等があれば自由に記入してください。

()